

「株式会社等振替決済口座管理約款」の改正内容について

平成 28 年 1 月 1 日施行

下線部分改正箇所

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 (省 略) <u>(共通番号の届出)</u>	第 1 条～第 3 条 (省 略) (新 設)
第 3 条の 2 <u>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u> <u>(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u>	
第 4 条 (省 略)	第 4 条 (省 略)
第 5 条 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、 <u>共通番号</u> 等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、 <u>印鑑、共通番号</u> 等とします。	第 5 条 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、 <u>印鑑</u> 等とします。
2 (省 略)	2 (省 略)
第 6 条 (省 略)	第 6 条 (省 略)
(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)	(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)
第 6 条の 2 <u>当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u> <u>(共通番号情報の取扱いに関する同意)</u>	第 7 条 <u>当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u> (新 設)
第 7 条 <u>当社は、お客様の共通番号情報(氏名又は名称、住所、共通番号)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u>	
第 8 条～第 3 1 条 (省 略)	第 8 条～第 3 1 条 (省 略)

第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 (省 略)

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第33条～第43条 (省 略)

(附則)

この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。

第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

2 (省 略)

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

第33条～第43条 (省 略)

以 上